

2026 年 9 月 28 日

各 位

会社名 東京海上ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 小池 昌洋  
(コード 8766 東証プライム)  
問合せ先 経営企画部  
グローバルコミュニケーショングループ  
マネージャー  
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)  
信澤 祐介(TEL 03-6704-4268)

### **Credit Suisse を原告とする訴訟における和解合意について**

東京海上ホールディングス株式会社(取締役社長 グループ CEO 小池 昌洋、以下「当社」)は、当社子会社である東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 城田 宏明、以下「東京海上日動」)が、旧 Credit Suisse(現 UBS Group)を原告とする訴訟において和解合意したことをお知らせいたします。なお、本件による当社の 2026 年度通期業績への影響は軽微と考えております。

(※)2021 年 6 月 30 日付当社ニュースリリース「当社子会社(BCC)とグリーンシル社との取引について」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8766/tdnet/1995574/00.pdf>

(※)2022 年 4 月 4 日付当社ニュースリリース「当社子会社(BCC)とグリーンシル社との取引について(続報)」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8766/tdnet/2103378/00.pdf>

2026 年 9 月 24 日、東京海上日動<sup>\*1</sup>は Credit Suisse(現 UBS Group)<sup>\*2</sup>を原告とする訴訟において、和解に合意しました。和解合意の内容等につきましては、秘密保持義務により公表を控えさせていただきます。

この訴訟は、オーストラリア所在の当社子会社である BCC Trade Credit Pty Ltd(以下「BCC」)が Insurance Australia Limited(以下「IAL」)を代理してグリーンシル関連事業体に対し発行したとされる保険契約に関し、IAL ならびに東京海上日動、BCC、その他の当事者に対して豪州連邦裁判所で提訴されているものです。

また、これに先立ち、Greensill Bank<sup>\*3</sup>を原告とする訴訟においても、東京海上日動<sup>\*4</sup>は 2026 年 5 月 28 日に和解合意しておりますが、合意の内容等につきましては秘密保持義務により公表を控えさせていただきます。

なお、これらの訴訟における和解は、原告の主張を認めるものではなく、また、東京海上日動が責任を認めたというものでもありません。

\*1: 和解契約の当事者には、東京海上日動、BCC に加え、Tokio Marine Management (Australasia) Pty Ltd が含まれます。

- \* 2: 本裁判の原告は、Credit Suisse Virtuoso SICAV-SIF In Respect Of The Sub-Fund Credit Suisse (Lux) Supply Chain Finance Fund および Credit Suisse Nova (Lux) In Respect Of The Sub-Fund Credit Suisse Nova (Lux) Supply Chain Finance High Income Fund です。
- \* 3: 本裁判の原告は、Greensill Bank AG および同社の破産管財人である Michael C. Frege 氏です。
- \* 4: 和解契約の当事者には、東京海上日動に加え、当社グループの BCC Trade Credit Pty Limited、Tokio Marine Management (Australasia) Pty Ltd が含まれます。

以上